処　　分　　基　　準

令和３年３月５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の６第３項
処 分 の 概 要：教習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１８条（打刻命令）
処　分　基　準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）
備　　考：